

住民協定周知事務における個人情報流出事案に関する調査報告書

(追加調査結果報告)

1 目的

令和8年(2026年)4月に開催した住民協定周知事務における個人情報流出事案に関する調査に係る説明会において、住民等からの「住民協定周知事務における個人情報流出事案に関する調査報告書」(令和8年(2026年)2月作成。以下「報告書」という。)に関して以下のとおり意見等があったことから追加調査を実施し、その結果について、改めて整理及び検証し、報告をするものである。

【住民からの個人情報流出事案にかかる意見】

- ア 令和7年(2025年)12月の住民説明会で事業者は個人情報ではない、全く問題ないと非常に強い言葉で明言しており、報告書の記載と齟齬があり、どのように考えたらよいか。
- イ 事業者から住民が受けたメールに個人情報という認識がないと明確に書かれていた。
- ウ 市が事業者から当該資料を回収し、事業者から当該資料のデータを破棄した旨徴取したというが、確証はない。口頭での確認だけではなく、今後一切使用しない旨の誓約書をとるべきだ。
- エ 事業者から住民に対しての発言について、もっと深掘りしてほしい。
- オ 調査報告書に「事業者の不正な利用とはいえない。」との記載について、法的根拠を示してほしい。事業者は当該個人情報目的外利用していると思っている。
- カ 市の権限的に調査に限界があることから、第三者の専門家による再調査をお願いしたい。

2 内容

(1) 調査期間

令和8年(2026年)4月7日(火)～22日(水)(顧問弁護士相談を含む)

(2) 追加調査内容

説明会において、質疑等があった以下の件について、庁内調査チームから関係者へのヒアリング調査及び文書等や電磁記録の確認などを行った。

また、追加調査結果及び報告書本編の内容について、本市顧問弁護士に法的見解を仰いだ。

3 調査結果

- (1) 【住民からの意見】ア及びイを受けて、取得者(事業者)等における当該内部資料に対する個人情報の認識などについて、再度確認をした。

取得者(事業者)からは、当該内部資料については、令和6年(2024年)に一般公開されていた資料であり、問題が生じる可能性があることの認識を持つことなく、市から取得している。既に公となっている情報として取得し、利用することは

問題ないという認識であった。また、取得後も住民協定の説明（下記(2)に記載のとおり）以外には利用していない旨、改めて説明があった。

- (2) 【住民からの意見】オを受けて、取得者（事業者）に当該内部資料の利用について、再度確認をした。

取得者（事業者）からは、当該内部資料の利用については、鎌倉市まちづくり条例の手続きにおいて「住民協定の区域内であることから、住民と協議するよう努めること」との市から助言指導がある中、開発事業条例の個別説明や開発事業計画の説明をする場合などに、住民協定の説明となる場面があった。土地所有者等から住民協定について説明、資料の提示及び提供を求められた際には、住民協定資料の一式として、当該内部資料の提示及び提供も含めて説明を行った旨、改めて説明があった。

- (3) 【住民からの意見】アを受けて、取得者（事業者）に令和7年（2025年）12月の住民説明会での発言について、確認をした。また、ウを受けて、今後利用しないことについて、再度確認をした。

取得者（事業者）からは、令和7年（2025年）7月の市の指摘で当該内部資料が個人情報に抵触する可能性のある文書として認知し、当該内部資料の返却要請に応じており、以降、当該内部資料を利用していない。このことは住民からの文書による質問に対しても数回回答している。また、同年9月の市長記者会見で事案が問題視されていることも認識している。なお、現在に至るまでその認識は変わらず、資料についても一切保有していない。このようなことから、今後も利用することはない旨の説明があった。市から同年12月の住民説明会時点での個人情報に関する認識について確認を行ったところ、取得者（事業者）からは「説明会で質問と回答が交錯し、混乱する中で行った発言であったが、改めて整理すると、取得した当初は個人情報とは思ってなかったものの、7月以降は（12月の住民説明会時点でも）個人情報に抵触する可能性のある文書として認識していた旨を説明する際のもので、発言の趣旨は、市から指摘を受けるまでは「個人情報とっていない。」と発言したものと説明があった。さらには、今後利用しないことを確認した。（令和8年（2026年）7月17日に取得者（事業者）、代理人事業者及び関連企業2者の計4者から今後使用しない旨の文書の提出を受けた。

なお、【住民からの意見】イを受けて、住民に当該メールの確認を求めたところ、該当のメールは見つからなかったことから、市では確認できなかった。

- (4) 【住民からの意見】エを受けて、本調査期間（令和7年（2025年）10月20日～12月19日）において、住民協定区域の土地所有者等から取得者（事業者）が当該内部資料を利用して作為的なやりとりを行ったのではないかと質疑があった件について、既に聴き取りを行うことができた住民協定区域の土地所有者等について、訪問にて再度ヒアリング調査を実施した。

なお、調査の緻密性を示すために、以下に記載する内容は、本人の同意を得られたので記載する。

- ・ 地図をみせながら、「お宅は反対する方になっていますよ」と強い口調で言われた。
- ・ マンション開発について、反対についてなぜ知っているのかと思った。
- ・ 枠が黒枠で、何件か黒くなっている地図を見せられた。

- ・ 地図に黒い枠が書いてあって、この枠の家の方は反対の人ですよというようなことも言われた。
- ・ その地図を見せて、「住民協定というのは知っていますか」と言われた。
- ・ 当該内部資料は見せられていないが、訪問があった際に「まさか〇〇さんは××党じゃないですね」「いや、反対している人は××党の人が多みたいだから」というようなことを言われた。住民協定への賛否を知っての発言であると思われる。

また、上記に記載した取得者（事業者）から発言があったとされる内容について、取得者（事業者）に確認を行ったところ、条例の手続きに基づいて、住民協定について説明を行っていただけであり、当該内部資料を利用して、開発事業の賛同を求めたり、説得することはしていない。このため、今回の個人情報流出事案とは関係性がないことから、これらについてコメントする必要はないと考える旨、回答があった。

4 顧問弁護士による意見

今回の追加調査結果及び報告書本編の内容について、本市の顧問弁護士2名に意見を求め、聴取した。

- ・ 大前提として、今回の調査においては、個人情報の保護に関する法律上、市の権限などは限られており、その範疇においてのみ、報告書に記載すべきである。
- ・ 1つ目として、全国統一的な個人情報保護体制、つまり「個人情報の保護に関する法律」下においては、個人情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者自らが判断することになっている。このため、市は、調査権限を有さず、また評価・判断することはできない。例えば、9ページの「…取得者（事業者）の不正な利用とは言えない。」という部分については、不正か否かの判断をする権限は市にない。このため、市が評価判断できない部分は、記載事項を訂正（削除）すべきである。
- ・ 2つ目として、調査結果内容について、改めて第三者機関による判断を求めるにしても、そもそも市に個人情報取扱事業者について評価判断するところまで調査権限がないことから、設置したところで、評価判断をすることができない。その意味では、今回の調査では、第三者機関を設置する必要はなく、当該報告書についても十分な内容であると考えている。

5 まとめ

今回の追加調査では、取得者（事業者）等における当該内部資料の取扱い、及び住民からの聴き取り内容について、再確認調査を実施した。一方、「個人情報の保護に関する法律」の規定では取得者（事業者）自身が、個人情報取扱事業者となり、個人情報の取扱いは、取得者（事業者）の責任となることから、市として個人情報の取扱を調査する権限は有さず、また、評価・判断することもできない。このため、今回の追加調査においても、「個人情報が出た経過や個人情報保護体制の状況、さらには流出した個人情報の二次利用の有無等についての検証」のみを行うこととした。

再調査において、取得者（事業者）からは、当該内部資料における取得・保有・利用などの状況について、改めて説明があった。また、取得時から現在における個人情報に

関する認識を再確認するとともに、今後も利用しないことを改めて確認した。

住民からの聴き取り結果に基づき、改めて事業者に事実確認を行ったが、双方の認識の齟齬は変わらなかった。「内部資料を利用した発言があった」とする住民側に対し、取得者（事業者）は「条例に基づく住民協定の説明に留まった」としており、認識は分かれている。

いずれにせよ、個人情報の流出が住民に多大な不安を抱かせた事実は重く受け止めるべきである。市としては、今回の事態を、改めて厳粛に受け止め、今後も再発防止と信頼回復に取り組んで行なければならない。